令和６年(2024年)３月30日

埼玉県報	号外第11号 令和６年(2024年) ３月30日 土曜日

目　次

条例のあらまし

○　埼玉県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）

条例

○　埼玉県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

規則

○　埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（税務課）

一　趣旨

地方税法等の一部改正に伴い令和六年度分の個人県民税について、個人市町村民税と併せて、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、一万円の定額減税を行う等の改正を行う。

二　内容

㈠　個人県民税

令和六年度分の個人県民税について、個人市町村民税と併せて、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、一万円の定額減税を行う。

㈡　不動産取得税

ア　住宅及び土地を取得した場合に税率（本則四％）を三％とする特例措置について、適用期限を三年延長する。

イ　宅地及び宅地比準土地を取得した場合に課税標準を価格の二分の一とする特例措置について、適用期限を三年延長する。

ウ　宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から六か月以内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間の要件を六か月以内から一年以内に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

エ　新築住宅用土地の減税措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を二年から三年に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

㈢　軽油引取税

特定用途に対する課税免除の特例措置（免税軽油制度）について、適用期限を三年延長する。

㈣　狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除及び税率の特例措置について、適用期限を五年延長する。

㈤　自動車税の種別割

合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車について、納税証紙による徴収から納税通知書等による徴収に変更する。

㈥　その他

地方税法等の改正に伴い規定の整備を行う。

三　施行期日

令和六年四月一日

条　例

埼玉県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第三十二号

（埼玉県税条例の一部改正）

第一条　埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」に改める。

第二十一条第五項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附則第六条の三中「附則第四条の六第一項」を「附則第四条の八第一項」に改める。

附則第六条の四の次に次の二条を加える。

（令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第六条の五　令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除

して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一　特別税額控除対象納税義務者の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二　特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

（令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第六条の六　令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一　特別税額控除対象納税義務者の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二　特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第十一条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項、第十四条第一項及び第三項並びに第二十一条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十五条及び第二十五条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）

第二条　合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「証紙徴収」を「普通徴収」に改め、同条に次の三項を加える。

２　自動車税の種別割を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、別記第一号様式の納税通知書をその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。

３　新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法第百七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

４　知事は、前項の規定による自動車税の種別割を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該自動車税の種別割の額に相当する現金の納付を受けた後、埼玉県税条例第五十五条の十四の規定による申告書に別記第二号様式の納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第二条関係）

埼玉県　　　　　年度
領収済通知書　　　自動車税（種別割）

合計金額	円

収納機関番号	

税目コード		登録番号		課税相当年度		調定事由	
県税コード		県税事務所	自動車税	年度		納期限	年　月　日

税　額	円	延　滞　金	円
納税者			

領　収　日　付　印

切り取らないでお出しください。

埼玉県
納付書
（払込金受領証）　自動車税（種別割）（原符）

登録番号			
課税相当年度		調定事由	
税　額	円		
延　滞　金	円		
合計金額	円		
納期限	年　月　日		
延滞金特例期間の末日	年　月　日		
納税者			

年度		領収日付印
税目		
県税		

切り取らないでお出しください。

年度　埼玉県　自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書

登録番号（車のナンバー）

課税年度	課税相当年度	調定事由

様

納　期　限
年　月　日
税　額（税　率）
円
延　滞　金
円
合　計　金　額
円

右のとおり納付してください。

年　月　日
埼玉県自動車税事務所長　印

上記のとおり領収しました。

領収日付印	

（納税者保管）

備考　裏面には、納付方法、賦課の根拠となつた法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかつた場合においてとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

別記第二号様式（第二条関係）

直径30ミリメートル

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の埼玉県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

規　則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月三十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十一号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五及び第二条の六を次のように改める。

第二条の五及び第二条の六　削除

第五条の二第一項中「第十一条の九第三項」を「第十一条の十第三項」に改める。

別記様式第八号の五中「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号（一）を次のように改める。

別記様式第二十一号

年度（　　月）個人県民税当初・確定・分離課税額報告書

区分	県民税	市町村民税	計	納税義務者数 均等割のみ	納税義務者数 所得割のみ	納税義務者数 均等割と所得割併課	納税義務者数 計	備考
普通徴収 均等割	円	円		人	人	人	人	
普通徴収 所得割 分離課税以外の分								
普通徴収 所得割 分離課税 退職所得分								
普通徴収 所得割 分離課税 長期譲渡所得分								
普通徴収 所得割 分離課税 短期譲渡所得分								
普通徴収 所得割 分離課税 一般株式等の譲渡所得等分								
普通徴収 所得割 分離課税 先物取引の雑所得等分								
普通徴収 計（1）								
特別徴収 当該年度課税分 均等割（2）								
特別徴収 当該年度課税分 分離課税に係る退職所得分以外の所得割 分離課税以外の分								
特別徴収 当該年度課税分 分離課税に係る退職所得分以外の所得割 分離課税 長期譲渡所得分								
特別徴収 当該年度課税分 分離課税に係る退職所得分以外の所得割 分離課税 短期譲渡所得分								
特別徴収 当該年度課税分 分離課税に係る退職所得分以外の所得割 分離課税 一般株式等の譲渡所得等分								
特別徴収 当該年度課税分 分離課税に係る退職所得分以外の所得割 分離課税 先物取引の雑所得等分								
特別徴収 当該年度課税分 分離課税に係る退職所得分以外の所得割 小計（3）								
特別徴収 当該年度課税分 小計 課税総額（2）＋（3）（4）								
特別徴収 当該年度課税分 小計 翌年度の収入となるべき額（5）								
特別徴収 当該年度課税分 小計 当該年度の収入となるべき額（4）−（5）（6）								
特別徴収 当該年度課税分 分離課税に係る退職所得分（7）								
特別徴収 当該年度課税分 計（4）＋（7）								
特別徴収 前年度課税分で当該年度の収入となるべき額（8）								
特別徴収 徴収区分 給与に係る特別徴収 均等割								
特別徴収 徴収区分 給与に係る特別徴収 所得割								
特別徴収 徴収区分 公的年金等に係る特別徴収 均等割								
特別徴収 徴収区分 公的年金等に係る特別徴収 所得割								
当該年度の収入となるべき額 （1）＋（6）＋（7）＋（8）	（A）　円	（B）　円	（C）（A）＋（B）円					

区分	森林環境税
普通徴収（9）	円
特別徴収 当該年度課税分 課税総額（10）	
特別徴収 当該年度課税分 翌年度の収入となるべき額（11）	
特別徴収 当該年度課税分 当該年度の収入となるべき額（10）−（11）（12）	
特別徴収 前年度課税分で当該年度の収入となるべき額（13）	
当該年度の収入となるべき額（9）＋（12）＋（13）	（D）　円

県民税調定額		按分率① （A）／（（C）＋（D））		按分率② （県民税（令和５年度以前賦課決定分）） （A）／（C）		按分率③ （森林環境税） （D）／（（C）＋（D））	

埼玉県税条例第２７条第　項の規定により報告します。

年　月　日

（宛先）

埼玉県　　県税事務所長　　　　市町村長

注意　１　当初課税額の報告をする場合には、分離課税に係る退職所得分の所得割は含めないこと。

２　地方税法附則第３３条の３に規定する「土地等に係る事業所得等の金額」については、普通徴収の「分離課税以外の分」欄に記載すること。

３　納税義務者数については、当該区分のいずれかに該当するものであること。

４　分離課税に係る退職所得分の報告をする場合には、「納税義務者数」、「控除税額」、「按分率」及び「県民税調定額」の各欄は記載しないこと。

別記様式第二十二号

年度（　　　年　　月分）個人の県民税課税額異動及び払込報告書

区分			県民税課税額			県・市町村民税、森林環境税徴収額					按分率	県民税払込額			県民税不納欠損累計額	収入歩合
			前月までの計	本月分	累計	前月までの計	本月分 徴収額	本月分 還付額	本月分 差引徴収額	累計		前月までの計	本月分	累計		
税額	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）		円	円	円	円	円	円	円	円	①	円	円	円	円	%
	内訳	普通徴収														
	内訳	特別徴収（給与）														
	内訳	特別徴収（公的年金等）														
	滞納繰越分	令和6年度分以降									①					
	滞納繰越分	平成19年度から令和5年度分									②					
	滞納繰越分	平成18年度分以前														
	滞納繰越分	小計														
	計															
延滞金	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）										①				備考	
	滞納繰越分	令和6年度分以降														
	滞納繰越分	平成19年度から令和5年度分									②					
	滞納繰越分	平成18年度分以前														
	滞納繰越分	小計														
	計															
合計																

年　　月徴収分の個人の県民税を上記のとおり払い込みます。

年　　月　　日

（宛先）

埼玉県　　　　　県税事務所長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長

注意　1　毎月の払込みの際に作成すること。

2　3月31日現在の按分率によつて清算される3月から5月までの徴収分の払込みについては、清算した後実際に払い込む場合の金額を県民税払込額の本月分の欄に記載するものとし、その清算内訳は、別紙明細書に記載し、本報告書に添付すること。

3　按分率①については森林環境税課税額を加えて算出したものを記載し、按分率②については森林環境税課税額を除いて算出したものを記載すること。

別記様式第二十二号（三）を削る。

別記様式第二十三号（一）を次のように改める。

別記様式第二十三号

年度（　　年　　月分）個人の県民税清算払込明細書

区分			2月までの県民税市町村民税森林環境税の総徴収額（1）	確定（3月31日）按分率（2）	2月までの県民税払込確定額（1）×（2）（3）	2月までの県民税払込累計額（4）	払込過不足額（3）−（4）（5）	本月分県民税市町村民税森林環境税総徴収額（6）	本月分県民税払込額（6）×（2）（7）	払込過不足額を清算した払込額（7）＋（5）（8）	県民税払込累計額（4）＋（8）（9）	備考
税額	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）		※　円	①	円	円	円	※　円	円	円	円	
	滞納繰越分	令和6年度分以降	※					※				
		平成19年度から令和5年度分		②								
		平成18年度分以前										
		小計										
	計											
延滞金	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）		※	①				※				
	滞納繰越分	令和6年度分以降	※					※				
		平成19年度から令和5年度分		②								
		平成18年度分以前										
		小計										
	計											
合計												

個人の県民税払込報告書の清算に係る明細は、上記のとおりです。

注意　※印の欄は、森林環境税の総徴収額を含めた金額を記載すること。

別記様式第二十三号（二）を削る。
別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第二十四号

年度個人の県民税に係る滞納状況報告書

区分		調定額（１）		収入額（２）		不納欠損額（３）		収入未済額（１）－（２）－（３）（４）		徴収猶予額		換価の猶予額		滞納処分の停止額		備考
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
現年課税分（当該年度の収入となるべき額）		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
滞納繰越分	令和６年度分以降															
	平成１９年度から令和５年度分															
	平成１８年度分以前															
	小計															
合計																

埼玉県税条例第２７条第４項の規定により上記のとおり報告します。

年　月　日

（宛先）

埼玉県　　県税事務所長　　　　市町村長

注意　１　収入額欄（２）には、還付未済額を含めて計上し、収入未済額欄（４）には実際の収入未済額を記入して、備考欄に還付未済額を記入しておくこと。

２　現年課税分については、５月３１日現在の状況を記入し、滞納繰越分については、３月３１日現在の状況を記入すること。

別記様式第二十六号（一）を次のように改める。

別記様式第二十六号

個人の県民税に係る徴収取扱費の額についての報告書（　　　年　　月報告分）					
区	分	算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額	備考
令和6年度分以降	納税義務者数に対する分	人		円	
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	（按分率）		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	（按分率）		
	地方税法第３７条の４の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付した額	円			
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	（按分率）		
平成19年度から令和5年度分	納税義務者数に対する分	人			
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	（按分率）		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	（按分率）		
	地方税法第３７条の４の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円			
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	（按分率）		
平成18年度分以前	払込金額に対する分	円	$\frac{7}{100}$		
	納税通知書等に対する分	通	６０円		
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	（按分率）		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	（按分率）		
合	計				

埼玉県税条例第３０条第２項及び第３項の規定により上記のとおり報告します。
年　　月　　日
（宛先）
埼玉県　　　県税事務所長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長

注意　１　各区分の算出基礎の対象となる期間は、次のとおりである。
⑴　１０月報告分…当該年度の４月１日から９月３０日まで
⑵　４月報告分…前年度の１０月１日から３月３１日まで。ただし、「納税義務者数に対する分」については、前年度の４月１日から３月３１日までに賦課決定したもの

２　平成１９年度分から令和５年度分まで及び令和６年度分以降に係る徴収取扱費のうち、「納税義務者数に対する分」の乗率等については、報告時期により次の⑴又は⑵のとおりとし、そのいずれかを備考欄に記載すること。
⑴　１０月報告分…納税義務者数×３，０００円×１／２
⑵　４月報告分…納税義務者数×３，０００円－前年度１０月報告分の徴収取扱費の額
また、過年度課税分（平成１９年度分から令和５年度分まで及び令和６年度分以降に限る。）について賦課決定の取消しが行われた場合については、⑴又は⑵の額から対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額とするとともに、取消しを行った納税義務者数を備考欄に記載すること。

３　平成１８年度分以前に係る徴収取扱費のうち、「納税通知書等に対する分」の算出基礎については、納税通知書、特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書及び退職所得の分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書の通数の合計を記載すること。

４　按分率については森林環境税課税額を除いて算定したものを記載すること。

別記様式第二十六号（二）を削る。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別記様式第二十二号（二）、別記様式第二十三号（二）及び別記様式第二十六号（二）を削る改正規定　公布の日

二　別記様式第二十一号、別記様式第二十二号（一）、別記様式第二十三号（一）、別記様式第二十四号及び別記様式第二十六号（一）の改正規定　令和六年六月一日

三　第五条の二及び別記様式第八号の五の改正規定　令和七年一月一日